

リハリハ千倉指定地域密着型通所介護事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 下記事業者が設置する下記事業所において行う指定地域密着型通所介護事業（以下「事業」という。）は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(1) 事業者： A GOOD REHA合同会社

(2) 事業所： リハリハ千倉

(運営の方針)

第2条 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成し、計画的にサービス提供を行うものとする。

2 事業者は、介護技術の進歩に対応して適切な介護技術をもってサービスの提供を行うとともに、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常に改善を図るものとする。

3 事業の実施に当たっては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を的確に把握し、妥当適切に行うものとする。

4 サービス提供に当たっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。

(事業の運営)

第3条 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、事業所の従業者によつてのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称： リハリハ千倉

(2) 所在地： 千葉県京成市千倉町大貫 590

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤職員）（介護職員 と兼務）

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定地域密着型通所介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 地域密着型通所介護従業者

生活相談員	1人以上
看護職員	1人以上
介護職員	2人以上
機能訓練指導員	1人以上

生活相談員は、利用者及び家族からの相談に対する援助、利用申込みに係る調整、他の従事者に対する助言及び技術指導、居宅介護支援事業者等との連携・調整を行い、また他の従事者と協力して地域密着型通所介護計画の作成等を行う。

看護職員は、利用者の健康状態の確認、服薬管理、病状が急変した際の救急措置などの看護業務を通じて利用者の日常生活支援を行う。

介護職員は、地域密着型通所介護計画に基づき、必要な日常生活の世話及び介護、機能訓練を行う。

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練、訓練指導及び助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。(祝日含む)
- (2) 年間の休日 8月13日から8月15日まで及び12月30日から1月3日までとする。
- (3) 営業時間 8時から17時までとする。
- (4) サービス提供時間 1単位目：9時00分～16時15分

(指定地域密着型通所介護の利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、18名とする。

1単位目： 18名

(指定地域密着型通所介護の内容)

第8条 指定地域密着型通所介護の内容は、次に掲げるもの及びその他必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 健康状態の確認、日常生活上の世話及び送迎
- (2) 機能訓練及びレクリエーション(創作活動等)
- (3) 生活指導(相談・援助等)、食事の提供、入浴介助

(利用料等)

第9条 指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は介護報酬告示上の額とし、当該告示上の額の支払いを受けるものとする。

3 通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合の交通費は以下のとおりとする。

通常の事業実施地域を越えた地点から、片道1kmを超えるごとに200円とする。

4 食事の提供に要する費用については、実費を徴収する。

5 おむつ代については、100円を徴収する。

6 レクリエーション代については、100円を徴収する。

7 その他、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。

8 前6項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

9 サービス提供開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

10 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

11 法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定地域密着型通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、以下の区域とする。

南房総市

(衛生管理等)

第11条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者はサービスの利用に当たって、必要に応じて医師の診断やサービス利用時の留意事項、利用当日の健康状態等を事業所に伝え、また、特に感染症の疑いが少しでもあるような場合は必ず事前に事業所へ連絡するなど、事業所が適切なサービス提供を行えるよう留意するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第13条 指定地域密着型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

避難、救出その他必要な訓練を行う回数： 年2回

(苦情処理)

第15条 指定地域密着型通所介護の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第16条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(地域との連携等)

第18条 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を図るものとする。

2 当事業所の行う地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

3 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員又は市町村の職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等とし、おおむね6ヶ月に1回以上開催する。

4 事業者は、運営推進会議において活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

5 事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(その他運営に関する留意事項)

第19条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修： 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修： 年3回

2 事業者は、従業者が在職中のみならず退職後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。

3 事業所は、地域密着型通所介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年5月1日から施行する。

館山市介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号通所事業
(通所型サービス) リハリハ4倉 運営規程

(事業の目的)

第1条 A GOOD REHA合同会社が開設するリハリハ4倉(以下「事業所」という。)において実施する~~有償~~介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号通所事業(通所型サービス)(以下「通所型サービス」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者が要支援状態等の利用者に対し、適正な通所型サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 通所型サービスは、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 リハリハ4倉
- (2) 所在地 千葉県館山市~~南館山~~大貫5-1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、従業者および業務の管理を一元的に行うとともに、通所型サービスの実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- (2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談、援助を行う。

- (3) 介護職員又は看護職員 1名以上

介護職員又は看護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他通所型サービスとして必要な業務の提供にあたる。

- (4) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする(祝日含む)。

ただし、8月13日から15日及び12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時から午後5時までとする。

(3) サービス提供時間 1単位目：午前9時00分～午後4時15分

(利用定員)

第6条 事業所の利用者の定員は、次のとおりとする。

(1) 事業所で同時に通所型サービスを行う際の利用者の上限：18人

(2) 単位別の利用者の定員 1単位目：18人

(通所型サービスの内容)

第7条 通所型サービスで提供するサービス内容は、次に掲げるもののうち各利用者において必要と認められるものとする。

(1) 健康状態の確認

(2) 日常生活動作の機能訓練

(3) アクティビティ・サービス 例：レクリエーション、体操等

(4) 食事

(5) 入浴

(6) 送迎

(7) その他、介護等に関する相談、助言

(利用料等)

第8条 通所型サービスを提供した場合の利用料の額は、~~前条~~が定める基準による額とし、当該通所型サービスが法定代理受領サービスであるときは、その額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。詳細は別添料金表のとおり。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要する交通費、食材料費、アクティビティ・サービスにかかる諸経費については、別添料金表に掲げる費用を徴収するものとする。

3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、~~前条~~市内とする。

(地域包括支援センター等との連携)

第10条 通所型サービスの提供にあたっては、利用者に係る地域包括支援センター等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身状況、その他置かれている環境、他の保険医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

- 2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者を担当する地域包括支援センター等に連絡するとともに、綿密な連携に努める。

(通所型サービス計画の作成)

第11条 通所型サービスの提供を開始する際には、利用者の心身状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護の状況を十分把握し、各利用者の通所型サービス計画を作成する。また、作成にあたっては、介護予防ケアマネジメントの計画内容との整合性に留意する。

- 2 通所型サービス計画の作成・変更の際には、利用者または家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。作成した通所型サービス計画は、遅延なく利用者に交付する。
- 3 利用者に対し、通所型サービス計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(提供記録の記載)

第12条 通所型サービスの従業者は、サービスを提供した際には、その提供日、提供時間、提供した具体的なサービスの内容、その他必要な事項を記録する。

(衛生管理等)

第13条 利用者の使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第14条 通所型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(事故処理)

第15条 利用者に対する通所型サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する区市町村、利用者の家族、利用者に係る地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処理について記録し、その完結の日から5年間保存する。
- 3 利用者に対する通所型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(相談・苦情対応)

- 第16条 利用者及びその家族からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、通所型サービスの提供に関する利用者の要望、苦情等に対し迅速に対応する。
- 2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。
 - 3 事業所は、提供した通所型サービスに関し、介護保険法第23条の規定等により区市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び区市町村が行う調査に協力するとともに、区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 4 事業所は、提供した通所型サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(非常災害対策)

- 第17条 事業所は、非常災害に備えるため、地震等非常災害に対処するための計画を作成し、消防等についての責任者を定め、年2回以上、避難訓練その他必要な訓練を行うとともに、非常災害が発生した際もその事業が継続できるよう、他の事業所等との連携及び協力を行う体制を構築するよう努める。

(個人情報の保護)

- 第18条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
 - 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
 - 4 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

(虐待防止に関する事項)

第19条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報するものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第20条 従業者は、事前に利用者に対して、次の点に留意するよう指示を行う。

(1) 主治の医師からの指示事項等がある場合は申し出る。

(2) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。

(3) 体調不良によってサービスの利用に適さないと判断される場合は、サービスの提供を中止することがある。

(その他運営に関する重要事項)

第21条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとする。

2 事業所は、通所型サービスに関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項はA GOOD REHA 合同会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第22条 事業所は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を館山市へ届け出ることとする。

(1) 廃止し、又は休止しようとする年月日

(2) 廃止し、又は休止しようとする理由

(3) 現に通所型サービスを受けている者に対する措置

(4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。